

令和6年度 桑名市集団指導

桑名市役所介護高齢課 介護予防支援室

介護保険の監査実 施方針等について

桑名市役所介護高齢課 介護予防支援室

講義の内容

1. 指導監査の基本方針
2. 重点着眼事項
3. 指導の実施について
4. 監査の実施について

1. 指導監査の基本方針

介護保険給付の適正化及びサービスの質の 確保のための助言・支援

<市>

- 指定基準に基づく指導
- 給付費の適正化

<事業者>

- サービスの**質の確保**
 - 事業の**適正な運営**
- ➡ より良いケアの実現

2-1. 全事業所共通の重点 着眼事項

① 基本報酬及び各種加算の適切な算定

- ▶ 適正な算定と過誤調整の実施
- ▶ 前回指導で過誤調整になった事例について、同じ誤りがないか

② 人員基準及び勤務体制の確保

- ▶ 人員基準の充足
- ▶ 施設・事業所間の兼務関係が明確
- ▶ ハラスメントの指針策定および相談体制の整備

2-1. 全事業所共通の重点 着眼事項

③ 虐待の防止

- ▶ 高齢者虐待の未然防止への取組み
- ▶ 虐待が疑われる場合の早期発見及び迅速かつ適切な対応状況
- ▶ 定期的な委員会の開催及び従業者への結果周知
- ▶ 指針整備
- ▶ 定期的な研修の実施
- ▶ 上記を適切に実施するための担当者の設置

2-1. 全事業所共通の重点 着眼事項

④ 業務継続計画の策定

▶ 業務継続計画の策定

- ・感染症の発生時
- ・非常災害の発生時

▶ 従業者に対する業務継続計画の周知

▶ 定期的な研修・訓練の実施

▶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて変更を行う

2-2. 施設系サービス事業所の重点着眼事項

① 事故発生の防止・発生時の対応

- ▶ 事故発生の防止のための指針を整備
- ▶ 事故発生時における状況や対応の従業者への周知や研修の実施

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

- ▶ 委員会の定期的な開催及び従業者への結果周知
- ▶ 指針整備
- ▶ 定期的な研修・**訓練**の実施

2-2. 施設系サービス事業所の重点着眼事項

③ サービス計画の作成

- ▶ 介護支援専門員を中心とした多職種協働による施設サービス計画の作成
- ▶ 入所者等に対する施設サービス計画内容の適切な説明等

④ 非常災害対策

- ▶ 災害の態様ごとの具体的計画
- ▶ 計画に定めた訓練の実施
- ▶ 訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努める

2-2. 施設系サービス事業所の重点着眼事項

⑤ 適切な入所者処遇の確保

- ▶ 身体拘束等の不適切処遇の防止措置
- ▶ (やむを得ず身体拘束等を行う場合の)要件の検討や家族の同意
- ▶ 態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- ▶ 適正化のための委員会の定期的開催等
- ▶ 適正化のための指針整備
- ▶ 従業者に対する研修の定期的実施

2-3. 居宅系サービス事業所の重点着眼事項

① 計画作成の一連のプロセス

▶ 一連のプロセスの適切な実施

(情報収集、アセスメント、多職種による計画作成、モニタリング、計画の見直し等)

② 身体拘束等の禁止

▶ 要件の検討や家族の同意

▶ 態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

▶ 適正化のための委員会の定期的開催等

▶ 適正化のための指針整備

▶ 従業者に対する研修の定期的実施

2-3. 居宅系サービス事業所の重点着眼事項

③ 感染症の予防及びまん延防止

感染症の予防及びまん延の防止のための

- ▶ 委員会の定期的な開催及び従業者への結果周知
- ▶ 指針整備
- ▶ 定期的な研修・訓練の実施

④ 非常災害対策

- ▶ 災害の態様ごとの具体的計画
- ▶ 計画に定めた訓練の実施
- ▶ 避難確保計画の策定と訓練の実施

2-4. 居宅介護支援事業所の重点着眼事項

① サービス等利用計画

- ▶ 一連のプロセスの適切な実施

（サービス担当者会議、モニタリングの実施と記録等）

- ▶ 利用者及びサービス提供事業者への計画の説明・同意・交付

- ▶ 個別サービス計画との連動制・整合性の確認

② 感染症の予防及びまん延防止

感染症の予防及びまん延の防止のための

- ▶ 委員会の定期的な開催及び従業者への結果周知

- ▶ 指針整備

- ▶ 定期的な研修・訓練の実施

3-1. 指導の根拠となる法令等

◆ 介護保険法第23条

◇ 令和4年3月31日付老発0331第6号

「介護保険施設等の指導監督について」

◇ 平成27年3月31日付老発0331第8号

「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の
指導監督について」

等

3-2. 指導の方法

集団指導

対象：全事業所

目的：情報伝達による不正・違反の未然防止

内容：過去の指導事例などを講習形式で周知

運営指導

対象：年度計画で定める

目的：基準等の適合性確認による具体的な改善指導

内容：処遇・運営報酬請求の実施状況等の確認

3-3. 運営指導の流れ

①実施通知

実施日の1ヵ月前までに日時等を通知

(通知しない場合もある)

②指導当日

施設内の見回り(ラウンド)、書類、職員への聞き取り等により状況を確認

③結果通知

運営指導後、約1ヵ月半後を目安に結果を送付

④改善報告

指導結果における指摘事項を期限までに改善し、市に報告

3-4. 運営指導の指導レベル

指導区分	要件	改善報告
文書指摘	法令等の規定に違反している場合 過誤調整が必要となる場合	要
口頭指摘	法令等の規定違反の程度が軽微な場合 文書指摘せずとも改善が見込まれる場合	不要
助言	法令等の規定に違反はしていないが、 適正な運営に資すると考えられる場合	不要

4-1. 監査の根拠となる法令等

◆ 介護保険法第76条 など

◇ 令和4年3月31日付老発0331第6号

「介護保険施設等の指導監督について」

◇ 平成27年3月31日付老発0331第8号

「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の
指導監督について」

等

4-2. 監査の概要

重大な違反等が疑われる場合、指導に従わない場合等を実施

通報・運営指導など

- ①著しい基準違反
- ②不正請求
- ③人格尊重義務違反
- ④不正の手段による指定

▶ **監査による事実確認**

4-3. 監査後の措置

改善勧告・命令

- ・改善するよう勧告または命令する
- ・従わない場合、その旨公表し、上位の処分を検討

報酬の返還命令

- ・不正請求によって得た報酬を返還させる
- ・不当利得額の40%の加重金を上乗せ

指定の効力停止

- ・一定期間、指定の効力を停止する
- ・新規受入停止・報酬請求制限・営業停止

指定の取消し

- ・事業を行うことができなくなる

4-4. 監査の実施方法

- ◆ 報告を求める
- ◆ 帳簿書類の提出・提示
- ◆ 関係者への質問
- ◆ 事業所等への立ち入り
- ◆ その他物件の検査

虚偽・拒否・妨害・忌避などは嚴重に処分